



交通事故を防ぐ

5年生の子供たちが、自然学校から帰ってきました。親元を離れ、豊かな自然の中で各自が目標をもって頑張ってきました。普段できないことにも挑戦し、心も身体も一回り成長したと思います。

さて、10月は一年の中でも子供たちが校内外を問わず、行動範囲が広がり活動的になります。それに伴い、交通事故が全国的に増えてくるそうです。

ところで、小学生の交通事故は、何曜日が最も多いと思われませんか？

答えは水曜日。最も少ない日の2倍近くにもものぼるとのことです。

週の半ばといえば、少し気が緩み始める頃。子供たちの気持ちを引き締める言葉かけをしていきたいものです。

特に最近増えているのが、自転車による交通事故です。

そこで今日は、意外と知らない自転車の交通マナーをご紹介します。

①自転車は車両の仲間

自転車は軽車両に分類されるので、歩道は走行できません。車道の左寄りを走行するのが原則です。ただし「自転車歩道通行可」等の道路標識のあるところは歩道を走行することができます。加えて自転車の運転者が13歳未満もしくは、70歳以上の高齢者や身体の不自由な方の場合も歩道を走行することができます。

しかし、通行可の歩道でも歩行者がいる場合は降りて通行が原則です。万が一、自転車と歩行者の事故が起こった場合、自転車は軽車両に分類されるので自転車側の責任が重くなります。

②自転車利用5則

- (1) 自転車は車道が原則、歩道は例外
- (2) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- (3) 安全ルールを守る(2人乗りの禁止・並進の禁止・夜間はライトを点灯 など)
- (4) 車道は左側を通行
- (5) 子供はヘルメット着用

自転車事故の場合は70%以上、自転車側の交通ルール違反が原因だそうです。また過去には、自転車に乗った小学生が歩行中の高齢者が接触事故を起こし、多大な賠償請求される事件も神戸市内でありました。ご家庭でもぜひ、交通ルールについて話題にしていいただければありがたいと思います。

子供たちが安全に生活でき、それを支えていくことをわたしたちの使命と考え、毎日を見つめていきたいと思えます。